HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「若者自立塾」の実践が提起するもの ： 若者自立支援政策の批判的検討と支援実践の展望
Author(s)	安宅, 仁人
Description	特集II　シンポジウム
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 103, 181-190
Issue Date	2007-12-29
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.103.181
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30343
Type	departmental bulletin paper
File Information	103_181-190.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学大学院教育学研究院
紀要　第 103 号　2007 年 12 月

「若者自立塾」の実践が提起するもの

－若者自立支援政策の批判的検討と支援実践の展望－

安　宅　仁　人*

The Submission of practices in “Wakamono-Jiritsujuku”, the supporting and training service for youth at difficulties who are so-called NEET : The critical deliberation about youth policy for independence and the perspective of youth supporting practices.

Kimihito ATAKU

冷戦構造の終焉、グローバリゼーションの進行、ポスト工業化社会の到来さらには情報通信技術の革新により、政治、経済、産業構造は大きな変化を遂げてきた[i]。これら構造的な変化は、「先進」工業諸国の基本戦略を国際競争力の向上へとシフトさせた一方、福祉国家の役割の縮小をもたらしてきた。国際競争力の向上の要請の高まりは、安定(完全)雇用がその理念基盤としてきた福祉国家を動揺させるとともに、不安定雇用や非正規雇用の飛躍的な増大を生み出していった。中でも若者の雇用（失業）問題は、労働者の権利の視点からも、あるいは社会的コストの観点からわが国でも大きく注目され、「フリーター」さらには「NEET（Not in Education, Employment or Training）」に関する言説[ii]が社会現象ともなり、その動向は今日なお続いている。また、こうした「フリーター」や「ニート」への問題意識の高まりは政策的な対応を要請することとなり、2003 年に内閣府、経済産業省、厚生労働省、文部科学省による省庁横断的な施策である「若者自立・挑戦プラン」の策定につながっていった[iii]。

この報告では、「若者自立･挑戦プラン」のもとで実施されている若者就労支援施策の一つである、若者自立塾（以下、「自立塾」という）の施策と取り組みについて焦点を当てる。今回自立塾実施団体ならびに政策立案者側にヒアリング調査を行うとともに、自立塾政策を批判的に検討したところ、自立塾の政策レベルでの意図と現場での実践との間に深刻なズレが生じていることがわかってきた。そこで本報告では、そのズレに着目しながら政策的なレベルと実践的なレベルの両レベルでの若者自立支援の課題と可能性を整理し、いかなる支援が当事者である若者たちのニーズに合致しうるのか、また必要とされているのかを考察していきたい。

1　自立塾の制度的概要

1）自立塾スタートまでの経緯

自立塾政策は、省庁横断的に策定された「若者自立・挑戦プラン（以下、「同プラン」という）」

* 北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程

に端を発している。同プランは、厳しい雇用情勢がつづく現状では、「若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊や、社会不安の増大等、深刻な社会問題を惹起しかね」ないという現状認識にもとづいていた。すなわち、政府が「働く意欲が不十分な若者」への対策に動き始めたのであった。そこで同プランの構成省庁でもある厚生労働省は、上記のような認識に基づき、本格的な「ニート対策」に乗り出す。「生活訓練と労働体験を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的[iv]」とした合宿形式の自立塾の設置を、2005年以降、全国に展開し始めたのであった。

制度としての自立塾は、生活が不規則であったり社会的・職業的なスキルが「不足」した若者にたいして生活訓練と労働体験を施すことで、「ニート」状態の若者を減少させることを狙ったものであった。しかしながら、これまで本格的な「ニート対策」を実施したことのない国には、「ニート対策」のノウハウがなかった。そのため、実施については若者支援の実績や独自のノウハウを有した団体に委託することとなり、初年度は全国各地の20団体が選定された[v]（表参照）。

表　全国自立塾の所在地と実施団体名一覧（2007年10月1日現在）

No	実施場所	団体名	No	実施場所	団体名
①	北海道余市町	有限会社青少年自立支援センター「ビバ」	⑯	大阪府泉佐野市	特定非営利活動法人 おおさか若者就労支援機構
②	宮城県栗原市	特定非営利活動法人くりこま高原・地球の暮らしと自然教育研究所	⑰	大阪府高槻市	特定非営利活動法人フェルマータ
3	山形県遊佐町	有限会社　ユザネイチャーズネイチャー	18	兵庫県神戸市	特定非営利活動法人　こうべユースネット
④	栃木県市貝町	財団法人ユースワーカー能力開発協会「若者自立塾・栃木」	⑲	奈良県宇陀市	学校法人神須学園　「室生館」
⑤	千葉県市川市他	特定非営利活動法人　ニュースタート事務局	⑳	広島県三原市	社会福祉法人みどりの町　「みどり塾」
⑥	千葉県芝山町	企業組合労協センター事業団特定非営利活動法人文化学習協同ネット	21	徳島県鳴門市	四国進学会株式会社　「若者自立塾四国」
⑦	東京都三鷹市他	ワーク「コスモワーキングスクール」特定非営利活動法人子どもと生	22	香川県高松市	財団法人喝破道場　「喝破道場若者自立塾
⑧	神奈川県山北町	活文化協会（ＣＬＣＡ）株式会社Ｋ２インターナショナルジャ	23	愛媛県西条市	有限会社　プラネット「若者自立塾・愛媛」
⑨	神奈川県横浜市	パン「よこはまアプレンティスシップセンター（Ｙ−ＭＡＣ）」	㉔	高知県大方町	特定非営利活動法人青少年自立援助センター「高知黒潮若者自立塾」
⑩	富山県黒部市	特定非営利活動法人教育研究所「宇奈月塾」	㉕	福岡県久留米市	学校法人久留米ゼミナール
⑪	富山県富山市	特定非営利活動法人北陸青少年自立援助センター　「はぐれ雲」	26	福岡県宗像市	合資会社知心学舎倫理教育研究所
12	長野県上田市	特定非営利活動法人侍学園スクオーラ・今人	27	宮崎県西都市	特定非営利活動法人　フロンティア会「西都寮」
13	静岡県御殿場市	人材サポート有限会社	㉘	鹿児島県指宿市	特定非営利活動法人かごしま青少年自立センター「静活館」
⑭	愛知県南知多町	特定非営利活動法人ＩＣＤＳ　「キャリア・ビレッジ」	㉙	沖縄県東村	社団法人沖縄産業開発青年協会
15	滋賀県大津市	特定非営利活動法人　ライフステージ支援ネットワーク	㉚	沖縄県本部町	社団法人日本青少年育成協会

※No欄の数字が○で囲まれている団体は、発足当時（2005年）から認定を受けている団体を表す。
【若者自立塾ポータルサイト（www.jiritsu−juku.jp／）をもとに筆者作成】

2）入塾対象者と費用

その自立塾がターゲットにするのは、「原則として過去に求職活動を行ったことがある者であって、義務教育課程修了後1年以上経過し、1年以上前から現在に至るまで、仕事をしていない、求職活動を行っていない、学校に行っていない、職業訓練を受けていない35歳程度までの未婚の若年者であって、集団生活によって改善が見込まれるもの」[vi]――いわゆる「ニート」状態にあるもの――である。上記の条件を満たしたものは入塾後3ヵ月の間合宿・共同生活を営むことになる。そして塾生たちは、就労を最終的な目標とした各自立塾のカリキュラム――「生活訓練」「職業体験」―を受けることになる。

入塾負担に要する費用は各自立塾によって異なるが、金額は3ヶ月の食費・光熱費など込みで、11万円～40万円超となっている。これは、奨励金（後述）の支給をうけてもなお、カリキュラムやその他の必要経費にかかる費用をすべてまかなうことはできないためであり、不足分を塾生が負担せざるを得ないシステムとなっている。

3）奨励金制度と数値目標

自立塾の経済的基盤は、入塾負担金と奨励金の2つの柱によって支えられている。

奨励金には、①設立奨励費、②入塾活動奨励費、③訓練等奨励費、④資格取得奨励費、⑤修了後支援活動奨励費の5つがある。①の設立奨励費とは、一期10名以上で塾が開始された場合、1,000万円の奨励金を支給するものである。これは、一般的には施設・設備費に充てられ、たとえば合宿所の改修費（風呂の設置、間取りの変更）などに充てられる。②の入塾活動奨励費は募集活動に要した経費（1サイクルあたり30万円）である。③の訓練活動奨励費は、3か月で卒塾した場合一人当たり28.6万円の奨励金（低所得者に対しては10万円上乗せ）が支給される。④の資格取得奨励費については、塾生があらたな資格取得に成功した場合、それに要した相当額の費用が支給される。さらには、卒塾後のアフターケアのための、⑤修了後支援活動奨励費（1人当たり2万円）も設けられている。

なお厚生省の担当官へのヒアリングからは、自立塾がこうした奨励金制度をとった理由の1つとして、ノウハウや実績も持たない団体が安易に「ビジネスチャンス」として自立塾事業に参入してくることを牽制しようとしたことが聴取できた[vii]。そのため、自立塾の事業は多くの点で「成果主義」的な性質を帯びたものとなっいる。たとえば、訓練活動奨励金は塾生が卒塾した場合にのみ支給され、途中で退塾した場合には支給されない。また、自立塾の「実施者募集要領」には、卒塾6ヶ月後に「概ね7割は就労に至ることを目標」とすることが明示され、数値目標が具体的に設定されている[viii]

2　自立塾の実像

1）自立塾の類型とカリキュラム

自立塾の実施を任されているのはどのような団体なのであろうか。先に示した表の実施団体の法人種に着目してみると、その態様はNPO法人にはじまり、学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、企業組合、株式会社、有限会社と実にさまざまであることがわかる。また、こうした実施母体の法人上の性格は、スタッフの属性・経歴とも関連を有している。たとえば自立塾スタッフの経歴を聞いたところ、教員や、福祉関係職員、キャリアカ・ウンセラー、母体法人からの出向、あるいは元ひきこもり（当事者）など、多様な経歴の持ち主

によってそれぞれ構成されていることが明らかになった。それゆえ、若者の自立支援のアプローチ方法やカリキュラムの性格も、各々の母体の影響を帯びたものとなっている。

自立塾の多様な特徴――各塾のアプローチやカリキュラム――に着目すると、いくつかの傾向に分類することができる。例えば、学校法人や学習塾を母体とする自立塾では学校的な手法―クラス編成―を採用し、集団生活をとおした共同意識[x]を醸成していくことが目指されている（教育系）。また、会社法人、企業組合、キャリア・コンサルティングなどが母体となっている自立塾は、職場体験、労働体験、職業カウンセリングなどを軸としたものが多い（職業訓練系・企業系）。福祉に関連性を持っている自立塾については、例えばヘルパー２級などの福祉関係の資格取得を目指す中で、職場や社会で必要とされる対人関係能力の向上を狙った実践を行っている（福祉系）。さらには、スタッフ自身が元ひきこもりとしての体験を活かして、塾生たちの自発的な意志が醸成されることを待ちながら支援していくアプローチをとる自立塾も存在している。

なお、各自立塾はそれぞれの「得意分野」を軸にしているといっても、常に１つの領域に支援の方法が限定されているわけではない。多くの自立塾は、教育的、福祉的、職業訓練的なアプローチを複合的に組み合わせて、若者の自立を包括的に支援している。

２）入塾者の動向

社会経済生産性本部の報告書によると初年度（2005 年度）の自立塾への入塾者と修了者総数は次のとおりである[xi]。

「若者自立塾 20 団体実施状況 定期報告書」の概要（2005 年度）
●全国受入人数：466 名（自立塾ごとの数値：12 名～ 54 名）
［内訳］
・男性 402 名、女性 64 名
・低所得者数 106 名
　・修了者数：314 、退塾者数：30 、就労者数：150
　・就労率：48 %（自立塾ごとの数値：0 %～ 77 %―なお 70 %に達しているのは内 4 団体）

以下、塾生たちの入塾から卒塾にいたるまでの動向について整理する。

（ｉ）入塾までのプロセス

厚生労働省は当初、入塾対象者としては軽度のひきこもり状態にあるような若者を想定しており、３カ月程度で改善が見込める層を主なターゲットにしていた。そのため、入塾希望者の中から改善が見込める入塾者を一定数「スクリーニング」することで対応していけると考えていたようだ。しかしながら、実際に事業がスタートしてみると、投薬治療を必要とする者や、発達障害と思われる者、あるいは重度のひきこもりの者など、当初の想定を超えた困難を抱える一定数の若者たちが、自立塾の門をたたいていることが明らかになってきた。一方、支援を求めて自立塾にやってきた若者が目の前にいる以上、想定を超える重く複合的な困難を抱えた若者であっても、受け入れの選択をせざるを得ない自立塾も存在しているのが実情である。

また、入塾プロセスの中で他に共通したケースとしては、自立塾の本人や家族のどちらか

一方が入塾に興味を示したとしても――相談の電話や入塾説明会への出席はするものの――、入塾しない（できない）例が聞かれた。そのため、実際の相談件数に比べて、最終的に入塾する若者の数は決して多くはない。塾生集めの「苦戦」について、厚生労働省と社会経済生産性本部はともに、その理由を「ＰＲ不足」によるところが大きいと認識している。その一方、現場の関係者はいかに本人の意思での自立塾への入塾を促して――説得して――いくかについて、また来られない層にどうアプローチしていくかについて、大きな関心を持っている。自立支援のあり方を考える上で、こうした「来ない」・「来られない」層にどう対応していくかということは避けることのできない問題となっている。

（ｉｉ）塾生の傾向

入塾プロセスで現れる「ニート」状態の若者たちが抱える困難は、単一で固定した状態のものではなく、それぞれが多様かつ流動的なものである。しかしながら、自立塾の関係者へのヒアリング調査から、現象としてはある一定の特徴――共通性――を持つ者が自立塾を訪れていることが見えてきた。そこで、ここでは関係者へのヒアリングに基づいて、自立塾に在籍する若者像[xii]に焦点を当ててみたい。

塾生にかかわる関係者たちのコメントからは、「不登校」ないしは「ひきこもり」の経験者が多いことが共通して聞かれた。これについて、ある自立塾関係者は、およそ９割の塾生に不登校の経験があったことを指摘している。このほか塾生の性向としては、ほとんどの塾で「ひきこもりタイプ」が多いととらえられていた。また、男女を比較した場合、男性の割合は86％にのぼっていた（2005年度）。ちなみに、男性に偏る傾向は入塾時に限らず入塾前の相談の時点でも共通している。たとえば、ある自立塾で相談会を行ったところ、女性による相談は全相談のうちの１割程度であったという。

また、家庭の経済状況については、低所得世帯の塾生は466名中106名と相対的に少なく[xiii]、ヒアリングからも困窮家庭が多いという話は聞かれなかった。しかしながら、このことは単純に、「ニート」状態にある若者の家庭環境が裕福であることを意味しない。そもそも低所得者は10万円～40万円もする入塾費用を負担できない可能性も考えられる[xiv]。これについては、子どもに関心をもたない「低所得・低学歴」が自立塾に来ないことが問題として指摘されているが[xv]、まさにそうした層にどのようにアプローチしていくかは、自立塾に限らず若者自立支援政策全般の大きな課題でもある。

３）就労に向けた課題

自立塾の出口の数値目標としては、「概ね７割」の卒塾生が半年後に就労していることが求められている。しかしながら、上記のように入口で想定以上の困難な層を受け入れざるを得ない自立塾にとっては、３ヵ月間の合宿生活後にフルタイム（あるいは20時間以上のアルバイト）で働けるまでに塾生を「改善」させていくのは簡単ではない。事実、初年度の「実施定期報告書」によればこれまでの卒塾生466人の中で就労したのは150人（約48％）にとどまっている[xvi]。

以上のような状況においては、自立塾が独自の強力な就労ルートを保有していることが不可欠である。あるいは、受け入れ企業側の意識の変容を求めていくことや、新規に就労先を開拓・創業することを視野にいれていくことも重要になってくる。これについては、まだ始まったばかりであるが複数の自立塾の実践の中に、独自の就労ルートを創出したケース―人材派遣会社の設立・飲食店の自営の奨励―や、受け入れ企業にたいして「働き方」や「ニート」

「ひきこもり」のイメージの変革を求める動きが見られていることは、特筆すべき点であろう。

しかしながら政策レベルでは、こうした出口の問題に対しては、機械的に「7割」の就労という数値目標を掲げるだけであり、出口ないしは受け入れ企業側の問題は、自立塾の制度上ほとんど考慮されていないのが現状である。そうした入口と出口をめぐる認識の大きなズレは、塾生にたいするサポートが不十分になってしまうばかりでなく、結果的に自立塾の現場に立つ関係者にとって大きな負担としてのしかかるおそれがある。

4）「生活訓練と労働体験」の限界と家族関係

入塾のプロセスで触れたように、若者たちはさまざまな困難を抱えた形で自立塾に集まってくる。 そもそも、合宿生活の中で生活訓練と労働体験を行うことだけで、そうした若者が「ニート」状態を脱して就労することができるかどうかは検討を要する点である。調査の中で塾生の中には一部ではあるが、自己の衝動をコントロールできずに「生活訓練と労働体験」のスタートラインにつくことも難しい層も含まれていることが聞かれた。そうした層に対応するためにも、家族の問題にまで掘り下げてアプローチしていく必要がある。家族の問題を視野に入れることは、全国の自立塾の多くの実践から共通して聞かれた点であった。たとえば、

「この子らの基本はね、家に帰っちゃうと元の木阿弥。3ヶ月でやった訓練なんて1週間もこもっちゃったら、もとの木阿弥なんです。だから、お父さんお母さんに理解してもらうことは、とても必要なことなんです」（自立塾B）

このコメントに象徴されるように、他の自立塾でも塾生が置かれている困難な状況の要因の1つとして、「親子関係」を指摘する声が共通して聴取できた（下線部引用者。以下同じ）

「主に親子関係でいいますと、間違いなく親子間での、きちんと向き合って話ができている、という所はまずないです。どちらかがきちんと本音を伝え切れていないとか、例えば親が子どもに気を遣うし、子どもも親に気を遣っているということが見られると感じています」（自立塾C）

「一番前提にあることは煮詰まってるものを離すということですよ。これだけで問題の8割は解決されるという事があるわけです。何もしなくていいんです。離れて、お互いが安全な、辛い状況ではなくて安全なね、という事が必要ですよね。何でもいいから離せばいいということはないわけで、離れるけどもそこはある信頼関係に基づいた関係性のなかであるんだという事が大事ですよね。そこに立つのは僕らなわけですよ。だから僕らは信頼がなかったらすべてがアウトなんですね。」（自立塾A）

「まあ単純に、親元を離れるっていうのは。それまでお互いに抱えすぎていると思うんですよ。お互いが近すぎて、お互いのことをよく分かんないっていう。わりと、長期になってくると、その状態が長期化している場合だと、安定してしまってて、お互いが世間からズレているのを認識していないとか。そういうのから、離してあげると。（そうすると）わりとお互い、客観的に見れて」（自立塾D）

「例えば一人暮らし始めたとか、仕事に就いて給料もらったとか、だんだんとこう家とか親とかむしろこう離れる中で、逆にちょっとふり返ったら親との関係がちょっと変わっていたとか。今までは本当に引きこもっていて、親に文句ばっかり言っていたけれど、でも結局は飯を食わしてもらっているというような大人になりながら対等になりきれなかったところが、一歩一歩ちょっと経験をつんだ後に親との関係が楽になったとか」（自立塾E）

「（子どもとの）関係は、お父さんと彼らの関係というのは、まずはやさしいですね。とりあえずやさしいですね」（自立塾Ｂ）

これらのコメントからは、親子関係が「不仲・疎遠」か、逆に「過剰な密着」かのどちらかに偏っていることが看取できる。このように、親と子の双方が互いの距離感をつかめておらず、その結果現在のお互いの関係性から抜け出すことができない、と現場の各担当者たちが共通して認識していることは注目すべき点である。現場レベルにおいては、当事者である若者たちへの直接的なアプローチもさることながら、家族との関係性を積極的に再構築していくことも、支援の重要な柱となっている。

そのため入塾者たちが卒塾後も社会参加をしていく上で、家族・保護者たちの関わりも当然重要になってくる。保護者のグループ化については、自立塾の実施要領[xvii]にも「保護者の意識改革の勉強会」という形で設置が求められており、多くの自立塾では入塾者たちの「保護者会」を設置している。しかしながら実施要領――政策側――の中での「保護者会」の位置づけは、情報の共有や意識改善を求めるレベルにとどまるものであり、入塾金の支払い者――消費者――にたいするサービス提供の色合いが比較的強いものといえる。

一方の現場では、困難を抱えた若者たちの社会参加を実現するためには、生活訓練・労働体験だけでは限界があり、家族関係の再構築にも積極的にアプローチしていくことが重要であると認識されていた。そのため、家族への関わり方は単なるサービスの提供という位置づけにとどまらず、より積極的に家族関係自体を変革していこうとする取り組みが模索されている。そして現場では、自立塾の合宿・共同生活形態ついても、塾生・家族両者に変化を与える――固定化した家族関係を相対化させる――ことに一定の役割を果たしていると評価されていた。

3　自立塾の課題と可能性

1）「自立塾政策」の批判的検討

以上見てきたように、制度としての自立塾はさまざまな課題と限界を孕むものであった。

中でも第一の課題としては、現在の若者自立塾の制度の下で、想定された以上の困難を抱える若者を受け入れざるを得ないことが挙げられる。さらにはこれに関連して、自立塾に「来ない」「来られない」層にどのようにかかわっていくか、といった点も挙げられるだろう。皮肉なことに、自立塾政策によって明らかになったのは、軽度発達障害などの困難を抱える人々の就労や社会的な受け容れを支援する公的なシステムが、これまでほとんど整備されてこなかったという現実であった。厚生労働省が想定した以上の困難を抱えた一定数の若者が支援を求めて自立塾の戸を叩いているという現状は、自立塾に限らず既存の公的な若者支援制度全般が機能していないことを意味している。あらためて、「ニート」状態にある若者たちが、多様かつ複合的な困難の中にあるという前提に立った――対象範囲の再検討をともなった――制度設計が必要となっているといえよう。

第二の課題としては、若者たちをとりまいている「環境」の視点の不在である。そもそものプランが「ニート」状態に陥っている理由を個人的な意識、意欲の問題に還元していたこともあり、個人的・直接的なアプローチを志向した「生活訓練と労働体験」が自立塾の柱となっている。そのため「制度」としての自立塾には、地域コミュニティや家族といった若者

たちを間接的に取り巻いている存在に積極的にアプローチしていく視点が欠けている。それゆえ、多様で困難な状況にある――当然その困難状況は、個人以外の要因に由来することも少なくない――若者たちに対する支援制度としては、自立塾はかなり限定的なものとならざるを得ないものである。

しかしながら、これまで見てきたように、家族の支援が不可欠であるにもかかわらず、自立塾の制度システムの中には家族にたいするアプローチを現場が採用することについての経済的・制度的な支援（奨励金）はほとんど認められていない。また、こうした制度的不備は、事業の評価基準が既成の働き方の概念に縛られていることと相俟って、多様な困難とニーズを抱える若者たちの実情に細やかに応えていくことを困難にしている。たとえば、単に「20時間以上のアルバイト～フルタイム労働＝就労」とする既成の働き方しか想定していない点は、より「自分らしい働き方」や「ゆっくりした働き方」などの新しい働き方に対応することを難しくしている。そして何より、卒塾後の就労先の確保が現場まかせになっていることは、制度的にみた場合には大きな課題といえるだろう。

また、実際に就労困難を伴う場合には地域や職場のコミュニティを巻き込む形での事後的・継続的な支援が必要となる。しかしながら、仮に地域とのつながりのない落下傘的な形で自立塾が設立されるということになれば、若者を支援するための長期的に安定した地域ネットワークの形成を考える上で困難を伴うことが考えられる。合宿形態で３ヵ月間集中的な訓練を実施するのではなく、地域の中に開設されたスペースに通所して自分にあったペースでの働き方を継続的に支援していくような途は、自立塾の制度の下には開かれていないのである。

そして最後にあげられることは、現場レベルにおける「ニート支援」を成果主義的、数値目標的なものにしたことの問題点である。そもそも、制度としての自立塾が成果主義的な性質を帯びるようになった最も大きな理由は、予算上の制約があったためである。厚生労働省の担当官の中には、より重い困難――長期のひきこもり、軽度発達障害など――を抱えた若者たちを、さらに長期的にわたって訓練・支援していくことの必要性を認識する声もあったが、予算の制約の前ではそうした声も後退・縮小せざるを得ない。結果として、自立塾は「軽度のひきこもり」を対象として、「３ヶ月間」の限られた間で卒塾させ、６ヶ月以内に「７割」を就職させることが目標として据えられることとなった。だが、現実には自立塾の仕組みは当事者が求める支援スパンより短かいものであったり、より重い困難を抱えた若者には対応したものになっていない側面がある。すなわち、制度としての自立塾は、限られた予算の枠内において「ニート支援」の実績を残すために設えられた、いわば妥協的な支援の形態であると評価することができる。

２）「自立塾実践」の中にみる可能性

以上見てきたように、「政策レベル」に焦点を当てた場合、自立塾の制度設計には多くの限界と課題があることが浮き彫りとなった。しかしながら、一方の「実践レベル」の中には、萌芽的ながらも一定程度の可能性を伺うことができた。

一つ目の可能性としては、自立塾が親子関係や対人関係の再構築・追体験の場になり得るという点である。つまり、共同生活や合宿生活が「疑似社会」あるいは「疑似家族」の役割を果たすことで、塾生たちに経験の場を提供することにつながりうるといった可能性である。ヒアリングの中から、塾生たちに経験が全般的に不足していることが聞かれたが、自立塾が合宿生活の中で塾生たちに経験の場を提供していく契機となりうることが期待される。

二点目としては、「ニート支援」のための包括的アプローチの実効性についての示唆である。これまで見たように、多分野・複数領域の要素を包含した自立塾が設立されており、そして一定の成果を収めていた。こうした現状を鑑みた場合、「ニート支援」を労働、福祉、教育に分断して考えるのではなく、これら複数領域全体を領域横断的に、かつ包括的にアプローチした「ニート支援」を想定・構想していく必要性が明らかになったといえよう。たとえば、創立1周年を迎えたある自立塾のスタッフは、「今までカリキュラムをずっと中心に資格取得とかをメインにしていたが、現在は早期から職場に行ってもらって、そこの職場での課題とかを自分で見つけ、それを自立塾の中でスタッフや、塾生同士の中で話し合いながら解決をしていく。そういうことが結果的に重要になっていく。カリキュラムではなくて個別対応が重要性になってきた」と語っていた。ここから導出できることは、塾生を一個の人格として受けとめ、塾生たちの多様なニーズに合致した支援を包括的に提供することの重要性である。

最後の点としては、新しい仕事を創っていく動力としての自立塾に可能性を見出すことができよう。たとえば、複数の自立塾の現場では「ゆっくりした働き方」や「自分にあった働き方」を求める動きや、さらには企業側の意識変革を求める働きかけを確認することができた。こうした現場における新しい仕事あるいは労働環境の創出に向けた挑戦は、個人の問題としての「ニート」――単なる意欲、スキルの問題――ではなく、雇用システムの問題としての「ニート」――個人を取り巻く経済的・環境的な要因――をとらえている点で、一定程度の可能性を有した取り組みとして評価することができるだろう。

自立塾の実践の中から得られた知見と可能性を、政策的に再度フィードバックしていくシステムの構築が、いま必要とされている。

［付記］

本文は、2006年12月24日に本研究院で実施されたシンポジウム「若者問題が問う教育学研究の課題を考える」（日本学術振興会科学研究費補助金「発達・学習支援ネットワークのデザインに関する総合的研究」研究代表：鈴木敏正）における口頭発表ならびに、2006年8月24日に東北大学で開催された日本教育学会における「若者自立支援政策の批判的検討と支援ネットワーク」と題した口頭発表（宮崎隆志、横井敏郎と共同発表）の内容に基づき、加筆・修正したものである。

---

[i] これらグローバリゼーションが与えた政治、経済へのインパクトについての指摘は、デヴィッド・ハーヴェイ（渡部治監訳）『新自由主義　その歴史的展開と現在』作品社、2007、R・ハイルブローナー／W・ミルバーグ『経済社会の興亡』ピアソンエデュケーション、2000、あるいはデイヴィッド・ヘルド『デモクラシーと世界秩序』NTT出版、2002などを参照。

[ii] 玄田有史、曲沼美恵『ニート―フリーターでもなく失業者でもなく』幻冬社、2004。また、日本国内で用いられる「ニート」と英国で用いられる「NEET」の概念の異同については、乾彰夫「序　フリーター・ニート・失業にさらされる若者たち」（乾彰夫編著『不安定を生きる若者たち』、大月書店、2006年）を参照。

[iii] 「若者自立・挑戦プラン」の展開とその評価については、児美川孝一郎『権利としてのキャリア教育』明石書店、2007、あるいは横井敏郎「若者自立支援政策から普遍的シティズンシップへ」『教育学研究』第73巻、第4号、2006を参照。

[iv] 財団法人社会経済生産性本部、2006年度「「自立塾」実施者の募集について」（以下、「実施者募集要領」という）

[v] これについては「このノウハウを持っている団体さんというのは、国が直轄で、今やっているような団体の中にはないんです」（厚生労働省担当官ヒアリング）とのコメントを参照。

vi 「実施者募集要領」より

vii 「（若者にたいする）熱意が無いような団体さんには、あなたこの事業は続かないですよ、ということを申し上げている」（厚生労働省担当官ヒアリングより）とのコメントを参照。

ix この中には「週20時間以上のアルバイト」も含まれる。（厚生労働省担当官ヒアリングより）

x 自立塾には、入塾・卒塾までの3か月間を完全に区切って集団を形成していくタイプと、適宜塾生を受け入れているタイプとの2つが存在している。前者は、コーホートによる仲間意識を醸成することを重視したものであり、後者は多様かつ流動的な困難を抱える若者のニーズに対応できるというメリットを重視したものである。

xi 財団法人社会経済生産性本部、「若者自立塾20団体実施状況 定期報告書（平成18年3月31日現在）」より

xii ここではあえて「若者像」と表記したが、「ニート」状態が多様であることからわかるように、塾生の姿もそれに比例して多様である。ヒアリングを通じても、それぞれの自立塾にいる若者像は大きく異なっている。また、同じ自立塾であっても、一期生と二期生とで塾生たちの雰囲気が大きく変わるケースも聞かれた。自立塾に在籍する若者像をステレオタイプ的に把握することは、議論の幅を大きく狭める可能性があり留意が必要である。

xiii 前掲社会経済生産性本部「定期報告書」

xiv 実際、現場には「分割や立て替えで入塾金を支払うのは可能か？」、「自分は行きたいが親が負担してくれない」という旨の問い合わせもあるという。また、小杉礼子「職業生活への移行支援と福祉」（『社会政策学会誌』第16号、2006）の中では、ニート状態にある家庭の経済環境を統計的に見た場合、低所得者層が相当数含まれていることが示されている。

xv 『NEET、フリーター、失業者』にかんする研究会（2006年3月9日、日本教育学会特別課題研究「変容する青年期に関する総合的研究」）での宮本みち子氏のコメントなどを参照。

xvi もっとも、就労率が伸び悩んでいる点については、自立塾のスタート年度であるために「ノウハウ」や経験が未だ蓄積されていない時点であることを割り引いて評価すべきことは言うまでもない。

xvii 前掲「実施者募集要領」より。